

# 北海道立向陽ヶ丘病院医療安全管理指針

平成19年7月1日制定

## 1 目的

この指針は、北海道立向陽ヶ丘病院における医療の安全管理のための体制を確保するために、医療事故の予防、再発防止対策及び医療事故発生時の対応方法等を定め、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

## 2 医療安全管理に関する基本的考え方

### (1) 医療安全に関する基本姿勢

常に「医療事故を絶対に防ぐ。」という強い信念の元、患者さまに信頼される医療サービスの提供と医療の質の向上を求めていくことを当院の医療安全の基本姿勢とし、医療安全活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

医療安全活動においては、「医療事故はいつでも誰にでも起こりえる。」という観点に立ち、医療事故を起こした個人の責任を追及するのではなく、医療事故を発生させた安全管理システムの不備や不十分な点に着目し、その根本原因を究明し、これを改善していくことに努める。

また、離院、暴力、自傷等精神科医療特有の医療安全について、調査、研究等の取り組みを推進する。

### (2) 医療安全の構築

向陽ヶ丘病院職員は、次に掲げる事項を共通認識とし、医療安全の構築に努める。

#### ア 人間の生命・健康を扱っていることに対する認識

医療は、人間を対象として成り立っているものであり、医療従事者は、医療の根底にある「患者さま一人ひとりが尊い存在である。」という人間の尊厳性に対する理解を深めること。

#### イ 医療が潜在的に有する危険性に対する認識

医療は、患者さまの生命を救ったり、健康を回復、維持するために行われるが、医療行為には、不確定要素が数多く存在し、常に危険と隣り合わせにある。

医療従事者は、自ら行う行為の危険性を認識し、「事故はいつでも起こりえる。」「人は過ちをおかす。」という危機意識を常に持ち、医療事故防止に努めること。

#### ウ 医療知識

医学、医療は、年々進歩しており、医療行為は、医療従事者がいくら一生懸命努めたとしても、その時の医療水準に達しているか否かが、客観的に厳しく評価される。

このため、医療従事者は、専門職としての責任を自覚し、患者さまの期待に応えるよう、医療に関する知識の習得に努めること。

#### エ 医療技術

医療は、患者さまに対する実践であり、患者さまを前にして実践できなければ、病気を治すことができないばかりでなく、危険でさえある。

医療従事者は、日々の実践的努力により医療技術の研鑽に努めること。

#### オ 正しい状況の判断

医療は、時々刻々変化する生体を対象としており、状況を的確に把握し、適時、適切に判断を下すことが求められる。

経験の浅い医師、看護師などは、より頻回に観察を行い、また、上司や先輩、同僚等の意見を聞くなどの方法により、判断力の不足を補うよう努力すること。

#### カ 慣れによる不注意の防止

業務に習熟することは大切であるが、慣れゆえに思わぬ落とし穴に陥る危険を忘れてはならない。

特に、医療過誤による事故には、慣れによる事故が少なくないことを認識すること。

#### キ 正確な指示と確認の励行

医療行為は、医師の指示から始まる。医師は、医療行為全般について、的確で判断しやすい指示を出さなければならない。

また、思い込みや慣れなどで基本的確認を怠ることにより、重大な過誤を起こす危険性がある。

医療従事者は、常に自ら行う医療行為の安全性、正確性などを確認すること。

#### ク チームワーク

良いチームワークづくりが質の高い医療の提供、ひいては事故の予防に繋がる。

医師間、看護師間などの同職種ばかりでなく、異なった職種間の報告・連絡・相談体制を整え、チームワーク造りに努めること。

#### ケ 記録

適正な医療行為も正確に記録されなければ、診断、治療、看護との継続性を確保することは困難であり、正確な記録は、医療の質を向上させ、医療事故を予防するためにも重要である。

また、記録のチェックにより、医療事故を防止し、医療の質を向上させることに繋がることを認識し、正確な記録に努めること。

#### コ 説明と同意（インフォームド・コンセント）

医療は、患者さまのために行うものであり、患者さまが理解できるように十分に説明し、患者さまが納得した上で同意を得て行うことが必要である。

また、患者さまとのパートナーシップにも十分心掛けることが必要であり、医療従事者は、説明と同意（インフォームド・コンセント）に努めること。

#### サ 接遇、好ましい人間関係

医療従事者は、患者さまの利益のためにあることを常に心に留め、行動しなければならない。

患者さまや家族との良好な人間関係があれば、円滑な診療を行うことができ、同時に患者誤認などの医療事故や無用なトラブルの防止に繋がることを認識すること。

### 3 医療安全管理に関する組織・体制に関する基本的事項

#### (1) 医療安全管理委員会

医療安全に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど医療安全管理活動の中核的な役割を担うため、医療安全管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置する。

委員会の組織、所掌事項等は、同委員会設置要綱に定める。

#### (2) 管理委員会の下部組織

管理委員会は、医療安全活動を実効性のあるものにするため、委員会の下部組織として、次に掲げる部会を設置する。

部会の組織、所掌事項等は、管理委員会設置要綱及び部会設置要綱に定める。

#### ア 医療事故等対策部会

#### イ 院内感染対策部会

### 4 医療安全管理のための職員研修に関する基本方針

医療事故を防止するためには、医療従事者個人の資質、技能水準の向上を図ることが重要であることはいうまでもないが、その向上を個人の努力のみに依拠するのではなく、組織全体として取り組むことが重要であり、次に掲げるところにより安全に対する意識、安全に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識の向上を図る。

#### (1) 職員に対する啓発

職員個々人が、日々自己啓発、質的向上に努めるとともに、組織として職員の能力を向上させるため、定期的、計画的に教育、研修の機会を設ける。

教育、研修の際には、「どんな小さなインシデントでも、大きな事故に繋がる」ことを強調し、常に「危機意識」を持ち、業務に当たるよう指導する。

(2) 組織で取り組む研修

ア 管理委員会は、院内研修協議会と連携し、あらかじめ作成した研修計画にしたがい、年に2回程度、全職員を対象とした医療安全管理のための研修を実施する。

イ 研修は、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、病院全体の医療安全を向上させることを目的とする。

ウ 職員は、研修が実施される際には、極力、受講するよう努める。

エ 病院長は、当院内で重大事故が発生した後など、必要があるときは、臨時に研修を行う。

オ 管理委員会は、研修を実施したときは、その概要を記録し、保管する。

**5 医療安全確保を目的とした改善のための方策に関する基本的事項**

(1) 医療安全に関するマニュアルの策定

向陽ヶ丘病院医療事故防止マニュアルは、平成11年8月に制定され、その後必要に応じて改訂されている。

同マニュアルは、総論、部門別の項目が設けられ、各部門の課題、問題点について具体的な対策が示されている。

同マニュアル以外に、院内感染対策マニュアルに院内感染対策に関する事項が記載されているほか、各部門のマニュアルに医療安全に関連した安全対策の項目が組み込まれており、各部門特有の危険因子についての注意、対策等が記載されている。

(2) 医療事故等報告制度の徹底

医療事故とそれに引き続く紛争の事例から得た経験を多くの医療従事者で分かち合うことが、新たな医療事故の発生を予防することになる。

医療事故やインシデントなどの把握に努め、その内容を分析するなどして、事故防止対策に役立てていくことが必要である。

医療事故等報告制度は、医療安全を確保するためのシステムの改善や教育・研修の資料とすることを目的としており、報告者はその報告によって何ら不利益を受けないことを確認する。

具体的には、次の掲げる事項を目的とし、これら目的を達成するため、すべての職員は医療事故防止マニュアルに定めるところにより、医療事故等の報告を行う。

ア 当院における医療事故や危うく事故になりかけた事例等を検討し、医療の完全に資する予防対策、再発防止策を策定する。

イ これらの対策の実施状況や効果の評価・点検等に活用しうる情報を院内全体から収集する。

(3) 院内感染対策

管理委員会は、院内感染対策部会から院内感染対策についての報告を受け、情報の共有化を図るとともに、病院として取り組むべき事項について提案があった場合は、協議して決定する。

(4) 医薬品に係る安全管理

管理委員会は、医薬品安全管理責任者と連携を図り、医薬品の安全管理体制の確保及び医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成又は変更について協議する。

(5) 医療機器の保守点検・安全使用

管理委員会は、医療機器安全管理責任者と連携を図り、医療機器に係る安全管理のための体制を確保する。

## 6 医療事故発生時の対応に関する基本方針

医療事故が発生した場合は、「医療事故防止マニュアルー第3章」に定められた手順で対応することとし、対応に当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

### (1) 救命措置の最優先

医療側の過失によるか否かを問わず、患者さまに望ましくない事象が生じた場合は、可能な限り院内の総力を結集し、患者さまの救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。

院内のみでの対応が不可能と判断された場合には、遅滞なく他の医療機関の応援を求め、必要なあらゆる情報、資材、人材等を提供する。

### (2) 病院内における事故の報告

事故を発見した職員は、速やかに医療事故防止マニュアルに定められた報告手順に従い、上司への報告を行う。

緊急の場合は直ちに口頭で報告を行い、その後速やかに事例に直接関与した当事者又は発見者等が文書による報告を行う。

### (3) 患者さま、御家族への対応

患者さまには誠心誠意の治療を行うとともに、患者さま及び御家族に対しては、治療の遂行に支障を来さない限り可及的速やかに、事故の状況、現在実施している回復措置、その見通し等について、誠意を持って説明を行う。

説明に際しては、複数のスタッフで行うことを原則とし、説明の内容は、診療録に正確に記載する。

### (4) 事実経過の記録

事実経過（患者さまの状況、処置の方法等）、患者さま及び御家族への説明の内容等を診療録に詳細に記載すると。

記録に当たっては、事実をできる限り経時的、客観的に記載する。

### (5) 初期対応後の対応

事実調査や原因の検討を行うとともに、患者さま及び御家族の心に与える影響に最大限配慮し、隠し立てのない事実の説明と必要な場合は率直な謝罪、事故再発防止への取り組みを説明するなど、誠実に対応する。

### (6) 事故の分析・評価と再発防止策への反映

事故の原因分析と評価検討により、事故の再発防止策への反映を図る。

この際、事故の原因がヒューマンエラーであったとしても、「個人責任志向」ではなく、どうしてそうした状況に至ったかの原因を追及する「原因志向」で臨み、診療システムの改善に結びつけることを目指す。

## 7 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、向陽ヶ丘病院ホームページに掲載するとともに、患者さま及び御家族等から閲覧の求めがあった場合は、これに応じるものとする。

## 8 患者からの相談への対応に関する基本方針

病状や治療方針等に関する患者さまからの相談に対しては、担当者を決め誠実に対応し、担当者は、必要に応じ主治医、担当看護師等へ内容を報告する。

## 9 その他医療安全の推進に関する基本方針

(1) 本指針は、病院長、管理委員会等を通じて、全職員に周知徹底する。

(2) 管理委員会は、本指針の見直しが必要と認めたときは、議事として取り上げ、検討するものとする。

(3) 本指針の改正は、管理委員会の決定により行う。